

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2023年3月22日 195号

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

SNSやマッチングアプリからの誘いをきっかけとした投資詐欺にご注意を！

2. 初めての一人暮らしで気を付けてほしい5大消費者トラブル

(国民生活センターからの注意喚起)

3. 茨城県消費者教育講師を募集しています！

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

消費生活センターには、「マッチングアプリや SNS で知り合った相手から『暗号資産で儲かる』などと勧誘され取引を始めた後、入金したお金や利益が出金できない。出金しようとする
と手数料、税金、保証金などの名目でさらに代金を請求された。」という相談が寄せられています。

<暗号資産に関するトラブルに遭わないための注意点>

○面識のない相手からの投資勧誘をうのみにしない。

面識のない相手からの投資を勧められた際は、まずは詐欺的な投資話を疑ってください。相手の素性、投資内容や儲かった話の真偽を確かめることは難しく、連絡がとれなくなる可能性もあります。入金したお金を回収することは極めて困難です。

○暗号資産交換業の登録者か確認し、無登録業者とは取引しない。

暗号資産登録業者は、金融庁、財務局への登録が必要です。海外に拠点を置く暗号資産業者であっても、日本国内で暗号資産交換業を行う場合や取引の勧誘を行う場合には登録が必要です。

○取引内容やリスクが十分理解できなければ契約しない。

暗号資産は価格が変動することがあり、価格が急落して損をする可能性があります。たとえ、取引相手が登録業者の場合でも、こうしたリスクと取引や契約内容を十分に理解できなければ取引や契約をしないでください。

不安に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

<参考資料>

○国民生活センター 報道発表資料

SNS やマッチングアプリ、友人・知人からの誘いをきっかけとした暗号資産のトラブルーその話、うのみにしないでー

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220804_1.html

○消費者庁

暗号資産(仮想通貨)に関するトラブルにご注意ください!

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/

○金融庁 金融機関情報

免許・許可・登録等を受けている業者一覧

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

2. 初めての一人暮らしで気を付けてほしい5大消費者トラブル

春先は、進学や就職、異動などで生活環境が変わる時期です。初めての一人暮らしでは、若者がこれまで経験したことのないさまざまな契約を自分自身ですることになり、中には複雑な契約や高額な契約もあります。

また、2022年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳・19歳の若者も大人として契約することになりました。

そこで、新生活のスタートでつまづかないよう、初めての一人暮らしで気を付けてほしい5大消費者トラブルを紹介します。

- ・退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル
- ・引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル
- ・新生活を狙った“訪問販売”トラブル
- ・新生活でも気を付けたい“もうけ話”トラブル
- ・スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

トラブル防止のアドバイスはこちらから

↓↓↓

○国民生活センターHP 「発表情報【若者向け注意喚起シリーズ<No.13>】」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230301_1.html

○茨城県消費生活センターHP 「いばらき消費生活ナビ【住宅の賃貸借契約】」

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/learn/lease.html>

.....
「困ったな」「おかしいな?」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン:188(全国共通・局番なし3桁)番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。(年末年始除く)

3. 茨城県消費者教育講師を募集しています!

茨城県消費生活センターでは、自立した消費者の育成と消費者被害の防止を図るため、出前

講座「いばらき 暮らしのセミナー」を行っています。

現在、「いばらき 暮らしのセミナー」で講師として活動してみたいという方を募集しています。消費生活についての啓発にご興味のある方は、センターへお気軽にお問い合わせください！

また、活動内容や申し込み方法などの詳細は、ホームページをご覧ください。

茨城県消費生活センターHP「いばらき消費生活なび【茨城県消費者教育講師を募集しています！】」↓↓↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/seminar/instructor.html>

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが
mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■